



ブロック	都道府県	申立等件数	終局件数	係属事件数	入院決定	通院決定	不処遇決定	却下決定	取下げ
	合計	626	530	96	302	111	98	15	4
北海道	札幌	23	20	3	8	8	4		
	函館	3	3	0	3				
	旭川	3	2	1	2				
東 北	釧路	2	1	1			1		
	青森県	13	12	1	11		1		
	岩手県	10	10	0	5	2	3		
	宮城県	3	3	0	2		1		
	秋田県	6	5	1	3		2		
	山形県	5	5	0	3	2			
	福島県	4	2	2	2				
	茨城県	21	18	3	11	5	1		1
	栃木県	9	7	2	4	2	1		
	群馬県	2	1	1	1				
関東信越	埼玉県	37	28	9	18	2	8		
	千葉県	23	20	3	13	5	2		
	東京都	67	50	17	35	3	11		1
	神奈川県	40	32	8	15	7	4	5	1
	新潟県	16	14	2	8	4	2		
	山梨県	5	5	0	1	4			
	長野県	10	9	1	6	1	2		
	富山県	4	3	1	1	1	1		
	石川県	6	5	1	5				
	岐阜県	5	4	1	3		1		
東海北陸	静岡県	17	14	3	13		1		
	愛知県	32	29	3	21	3	4	1	
	三重県	6	5	1	2	2		1	
	福井県	3	1	2		1			
	滋賀県	3	3	0	2	1			
畿 近	京都府	15	14	1	7	1	6		
	大阪府	38	33	5	14	16	2	1	
	兵庫県	33	29	4	10	11	8		
	奈良県	3	3	0		1	2		
	和歌山県	7	7	0	4	1	2		
中 国	鳥取県	3	2	1			1	1	
	島根県	5	5	0	3		2		
	岡山県	4	3	1		1	2		
	広島県	29	25	4	13	8	4		
四 国	山口県	4	3	1	1		1	1	
	徳島県	5	5	0	3	1	1		
	香川県	5	3	2		3			
	愛媛県	6	6	0	3	2	1		
九 州	高知県	6	6	0	3		3		
	福岡県	25	24	1	13	4	2	4	1
	佐賀県	0	0	0					
	長崎県	7	5	2	2		3		
	熊本県	16	14	2	8	3	3		
	大分県	3	3	0	1	1	1		
	宮崎県	5	5	0	4			1	
鹿児島県	9	8	1	4	2	2			
沖縄県	20	16	4	11	3	2			

* 把握している限りの数値である。



月別申立て・決定状況

(平成19年3月31日現在)

		検察官 の申立 て	地方裁判所の決定				申立て 取下げ	
			入院決定	通院決定	医療を行 わない決 定	申立却 下決定		決定 合計
平成17年	7月	10	0	0	0	0	0	0
	8月	17	0	0	0	0	0	0
	9月	30	4	1	0	0	5	0
	10月	28	15	2	2	1	20	0
	11月	28	10	9	3	2	24	0
	12月	28	21	7	2	1	31	0
平成18年	1月	30	14	8	3	0	25	0
	2月	31	18	4	2	0	24	0
	3月	37	15	9	11	3	38	0
	4月	24	13	9	7	0	29	0
	5月	36	12	11	5	1	29	1
	6月	35	17	7	6	1	31	0
	7月	21	21	6	8	1	36	0
	8月	30	15	3	9	0	27	0
	9月	26	16	8	4	1	29	0
	10月	27	17	4	5	1	27	1
	11月	30	15	6	3	0	24	0
	12月	41	18	5	5	1	29	1
平成19年	1月	25	16	3	4	0	23	0
	2月	39	23	3	11	1	38	1
	3月	53	22	6	8	1	37	0
合 計		626	302	111	98	15	526	4

* 把握している限りの数値である。

検察官により心神喪失者等医療観察法の申立てをされた対象者
平成19年3月31日現在

刑事処分	
不起訴処分に基づく申立て	547
確定裁判に基づく申立て	79
合計	626

性別	
男	458 (73.2%)
女	168 (26.8%)

対象行為	
放火等(2条2項1号)	180
強制わいせつ, 強姦等(2条2項2号)	39
殺人等(2条2項3号)	161
傷害(2条2項4号)	223
強盗等(2条2項5号)	40
合計	643

年齢	
20~29	120 (19.2%)
30~39	171 (27.3%)
40~49	134 (21.4%)
50~59	111 (17.7%)
60~69	64 (10.2%)
70~	26 (4.2%)

* 把握している限りの数値である。

* 対象行為別は, 延べ人員であり, 複数の種類の行為を行った者はそれぞれに計上されている。